

# 家族との引継ぎ（演習）

R7.4.30  
叶



サクスシェア

あ り げ と う

田中さとる

サクスシェア HP

九州発達障がい 支援協会

パンフレット

サクスシェア セミナー資料

人財育成案内

携帯電話

Facebook

LINE

合同会社サクスシェア  
相談支援専門員 田中 さとる



# 放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(詳細版①)

## 第1章 総論

### 1. ガイドラインの目的

放課後等デイサービスについて、障害のある子どもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、放課後等デイサービスにおける支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるものである。

### 2. こども施策の基本理念

こども施策の基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。</li> <li>○ 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。</li> <li>○ 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。</li> <li>○ 全てのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。</li> <li>○ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。</li> <li>○ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。</li> </ul>
------------	---

### 3. 障害児支援の基本理念

(1)	障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、<b>こどものウェルビーイングの向上</b>につながるよう、必要な発達支援を提供すること。</li> <li>○ こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こども自身が内面的に持つ力を発揮できるよう、<b>エンパワメントを前提とした支援</b>をすること。</li> </ul>
(2)	合理的配慮の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害のある子どもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する<b>社会的なバリア</b>となっているのか、また、それを<b>取り除くために必要な対応</b>はどのようなものがあるか、などについて検討していくこと。</li> </ul>
(3)	家族支援の重視	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家族の支援にあたっては、こどもの支援と同様、<b>家族のウェルビーイングの向上</b>につながるよう取り組んでいくこと。家族自身が内面的に持つ力を発揮できるよう、<b>エンパワメントを前提とした支援</b>をすること。</li> </ul>
(4)	地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、放課後児童クラブ等の<b>一般のこども施策との併行利用</b>や<b>移行に向けた支援</b>や、<b>地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組</b>を進めていくこと。</li> </ul>
(5)	事業所や関係機関と連携した切れ目ない支援の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の<b>関係機関</b>や障害当事者団体を含む<b>関係者が連携</b>を図り、<b>切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築</b>を図ること。</li> </ul>

身体的・精神的・社会的に良好な状態であること

その人が持っている本来の力や可能性を引き出すこと。また、その考え方。



# 放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(詳細版②)

## 第2章 放課後等デイサービスの全体像

### 1. 定義

- 放課後等デイサービスとは、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等(同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)に就学している障害児(専修学校等に就学している障害児にあつては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長(特別区の区長を含む。)が認める者に限る。)につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

### 2. 役割

- 学齢期の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況・障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うことが求められる。  
また、全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等(以下「学校等」という。)と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との併行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援(移行支援)を行うことも求められる。  
さらに、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくことも求められる。

### 3. 放課後等デイサービスの原則

一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向けながら、こどもが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所として、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、多様な遊びや体験活動等の機会を提供することにより、こどもが自己肯定感や自己有用感を高め、**ウェルビーイングを実現していく**力を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

#### ○ 生きる力の育成とこどもの育ちの充実

一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向け、単に知識やスキルを身につけるのではなく、生きる力や自立心を育てていくとともに、将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況・障害の特性等に応じ、様々な遊びや学び、多様な体験活動の機会を提供することを通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの従事を図ること。

#### ○ 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

こどもの家族の意向を受け止め、こどもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。

#### ○ こどもと地域のつながりの実現

こどもや家族の意向を踏まえながら、地域の学校等や放課後児童クラブ、児童館等の教育や子育て支援施策、地域の活動と連携し交流を進めるとともに、放課後児童クラブを併用している場合には、十分な連携を図る等を通じて、こどもと地域のつながりを作っていくこと。

#### ○ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の放課後等デイサービス事業所、地域の障害児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センター等との連携を通じて、こどものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供することにより、こどもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤を作っていくこと。

(1) 放課後等デイサービスの目標

乳幼児が主たる養育者との間に築く情緒的なきずな

## 2. 放課後等デイサービスの内容(続き)

### ② 家族支援

こどもの成長や発達の基盤となる**親子関係や家庭生活を安定・充実**させることが、こどもの**「育ち」や「暮らし」の安定・充実**につながる。

- アタッチメント(愛着)の安定
- 家族(きょうだいを含む。)からの相談に対する適切な助言等
- 障害の特性に配慮した家庭環境の整備

学齢期は、こどもが行動上の課題やメンタルヘルスの課題、不登校など様々な課題を抱える年代にあることや、学齢期になってから障害特性が明確化する場合も多いことなども踏まえ、家族が様々な葛藤に直面する時期である。そのため、こどもと家族をトータルに支援していくことが重要である。

- 父親やきょうだい、さらには祖父母など、家族全体を支援していく観点が必要である。
- 家族支援は、家族がこどもの障害の特性等を理解していくために重要な支援であるが、理解のプロセス及び態様は、それぞれの家族で異なることを理解する。
- こどもの障害の特性等の理解の前段階として、「気づき」の支援も「家族支援」の重要な内容であり、個別性に配慮して慎重に行う。
- 虐待(ネグレクトを含む。)の疑いや保護者自身の精神的な状態、経済的な課題、DV等の家族関係の課題等に応じて心理カウンセリング等、専門的な支援が必要な場合は、適切な関係機関につないでいく等の対応を行う。
- 必要に応じて、障害児相談支援事業所、児童発達支援センターや他の放課後等デイサービス事業所等、居宅介護(ホームヘルプ)や短期入所(ショートステイ)等の障害福祉サービス事業所、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター等、児童相談所、こども家庭センター、専門医療機関、保健所等と緊密に連携を図る。

### ③ 移行支援

支援の中に**「移行」という視点**を取り入れ、具体的な移行先が既にある場合は、その**移行先への移行に向けた支援**を、現時点で特段の具体的な移行先がない場合は、こどもが**地域で暮らす他のこどもと繋がりながら日常生活を送ることができるように支援**を提供していくことが重要。

- 放課後児童クラブ等への移行支援
- ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備
- 放課後児童クラブ等と併行利用している場合における併行利用先との連携
- 同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり

地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の考え方に立ち、全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・活動や居場所を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていくことが必要である。

特に入学・進学・就職時等のライフステージの移行時における「移行支援」は、こどもを取り巻く環境が大きく変化することも踏まえ、支援の一貫性の観点から、より丁寧な支援が求められる。

### ④ 地域支援 地域連携

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の**関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携**して、こどもや家族の支援を進めていくことが必要。

- 通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援

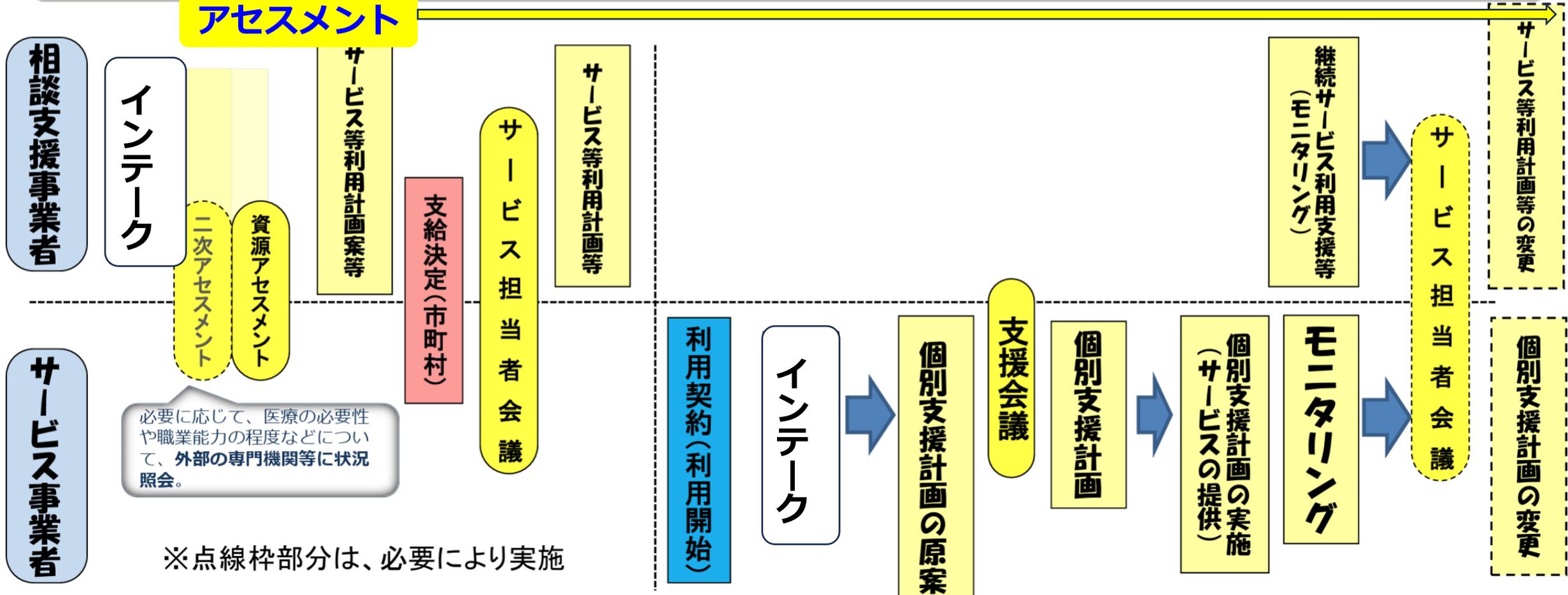
「地域支援・地域連携」を行うに当たっては、こどものライフステージに応じた切れ目のない支援(縦の連携)と関係者間のスムーズな連携の推進(横の連携)の両方(縦横連携)が重要である。なお、ここでいう「地域支援・地域連携」とは、こどもや家族を対象とした支援を指すものであり、地域の事業所への後方支援や、研修等の開催・参加等を通じた地域の支援体制の構築に関するものではないことに留意すること。

「地域支援・地域連携」は、放課後等デイサービスを利用するこどもが地域の様々な場面で適切な支援を受けられ、地域の中に居場所を持つことができるよう、関係機関等と連携することが重要であることから、普段から、地域全体の子育て支援を活性化するためのネットワークを構築しておくという視点が必要である。

# アセスメント

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と障害福祉サービス事業者の関係

## アセスメント



## アセスメント

# アセスメントとは

= 家族との引継ぎ

対象者を支援する方法の根拠となる仮設（～かもしれない）  
を考えること

例えば、

友達と遊んでいた男の子が急に泣き出してしまい、その原因の仮説を立てること

- ・いやなことを言われ、それが悲しかったのではないか？  
→そこで、双方から状況について聞き取りをする **（情報収集）**

# アセスメントの構造（枠組み）

## ① 情報収集

- ・対象についての情報を集めること

## ② 分析

- ・得られた情報を基に、対象に起きていること、原因を考えること

### 推測

- ・今ある情報から、対象に今起こりえることを予測すること

### 解釈

- ・情報の意味を受けての側から理解すること、意味を解き明かすこと

### 判断

- ・収集した情報を、分析、推測、解釈することで、自身の考えを定めること

## ③ 選択

- ・判断によって定められた考えを基に、複数のかかわりの選択肢の中から対象に合った方法を選ぶこと

## アセスメントの定義

「一つ一つの情報を自分なりに解釈し」 + 「それらを組み立て」  
生じている問題の成り立ち（メカニズム）をまとめ上げ、

- ・ 支援課題を抽出すること
- ・ その人がどんな人で、どんな支援を必要としているのかを  
明らかにすること

【アセスメントをする際の3つの軸】

- ① 生物（気質、発達、障がい、疾患）
- ② 心理（不安、葛藤、希望、認知、感情統制、防衛機制など）
- ③ 社会（対人関係の特徴や適応）

## インタビューによる収集情報

- ・ 基本情報（氏名 所属 生年月日など）
- ・ 家族構成（家族の仕事や生活状況 経済状況など）
- ・ ニーズ（本人 家族）
- ・ 関係機関（学校 病院 他の利用事業所 地域の社会資源など）
- ・ 生活歴・障がい歴（障がいの認定 療育相談の経緯など）
- ・ 現在の状況（日常生活 行動の特性や問題 コミュニケーション  
健康面 社会生活能力 興味関心・強み 医療情報  
他の関係機関の情報など）

- ・ 観察（自然観察・仮説検証観察）
- ・ 面接（本人や保護者、関係者からの聞き取り・情報収集）
- ・ 質問紙法（アンケート）
- ・ 検査法（学力検査 知能検査 性格検査 投影法  
人間関係検査 作業検査法 各種心理検査）
- ・ ポートフォリオ（連絡帳 写真 創作作品 絵画 感想文など）



# 聞き取りの全体像

## 相談整理票『5ピクチャーズ』

受講番号:

受講者名:

ざっくりと  
箇条書き程度に

本人氏名:

### Pic.4: 生活ニーズアセスメント

●今、どのような困りごとがありますか？

- ・本人の想いに寄り添う
- ・本人の表現を使う
- ・本人の表現を助ける
- ・現状維持というニーズも対象

主語はI

アセスメントの要約  
・100字程度でズレの  
核心を表現する

### Pic.2: こうありたいと思う状況

●今後どのような生活をしたいですか？

- ・夢や希望は大きいほうがよい
- ・その時の夢や希望でよい
- ・本人にとっての意味を理解する
- ・夢を語れる関係がまず必要

主語はI

### Pic.3: 現在の状況

●今、どのような生活をしていますか？

- ・本人のプロフィール
- ・これまでと今の生活状況
- ・取り巻く環境(家族・住居・経済状況等)
- ・現在受けているサービス等

主語はI

### Pic.5: 近づくための方法

●どうすれば近づけるとおもいますか？

- ・本人、環境のストレングスを活用する
- ・ニーズと資源との適切なマッチングはかた  
ちのないものまで含めて柔軟に考える
- ・大きな夢や希望はブレイクダウンしてみる
- ・やれそうな選択肢を挙げてみる

主語はWe

### Pic.1: 着目するストレングス

●どのようなストレングスに着目しますか？

- ・本人のストレングス
- ・環境のストレングス

## 【ポイント】

- ① 現在の状況の把握  
(アセスメント)
- ② 真のニーズの把握
- ③ ズレを埋める目標  
設定の適切性
- ④ 支援方法の実効性
- ⑤ ストレングスの活用

# アセスメントのポイント

- 1 なぜ、事業を利用しようと思ったのか？（保護者・本人）
- 2 何が本人、もしくは家族の問題・課題なのか？（表のニーズから真のニーズを導き出す）
- 3 問題・課題の具体的な経過説明（いつから？ どこで？ どんな状況？ 期間？ 程度は？など）
- 4 問題・課題理解に必要な関係機関（学校・医療・併用事業所・地域資源など）の情報
- 5 本人・家族は、その問題・課題をどのように感じ、考えているのか？
- 6 問題・課題は、本人や家族が日常生活を営むのにどれほどの支障を生んでいるのか？
- 7 問題・課題は、どのような発達段階で起きていることなのか？（課題の要因分析・ストーリー化）
- 8 本人の成育歴（成長過程で起こったできごとやエピソード、家族や身近な人との関係性）
- 9 本人のもつ特技、よさ、長所、強みはなにか？
- 10 本人の性格傾向、価値観は何か？など
- 11 その問題の解決に際し、どのような働きかけがなされてきたか？または、その予定は？
- 12 問題・課題に影響を及ぼしているキーパーソンはだれか？（よくも悪くも）
- 13 この問題・課題について、影響を及ぼしている人以外の環境や仕組み、決まりなどがあるか？
- 14 この問題・課題を解決するにあたって、利用・活用できる人的・物的・社会資源は何か？
- 15 本人のどのようなニーズが満たされれば、問題が解決に向かうのか？

【チャレンジ】 社会資源マップ（エコマップ）の作成

※ 目の付け所は、ものやひと、環境そのものに加えて、それらの関係性がどうであるか？

# アセスメントのポイント

## ① 次数を上げる（情報次数＞情報量）

【一次情報】自分が実際に見聞きし、体験した情報

【二次情報】自分が他人から聞いた情報

【三次情報】情報元がだれかわからない情報

## ② 仮説の選択肢の数を増やす

- ・ ひとつの情報（理由）から考えられる仮説は複数ある
- ・ 複数の情報（理由）から考えられる仮説はさらに複数ある

## ③ 正解はない しかし 正解を求めようとせよ！

- ・ その子ども、その家族、その支援関係者のことを「知りたい」が原動力
- ・ この「動き」そのものが信頼関係（ラポール）を生む

## 【アセスメント時の基本的心構え】



『この人は、話を聞いてくれる』

# アセスメント時の心構え

## バイステックの7原則

- ① 個別化の原則
- ② 意図的な感情表現の原則
- ③ 統制された情緒関与の原則
- ④ 受容の原則
- ⑤ 非審判的態度の原則
- ⑥ 自己決定の原則
- ⑦ 秘密保持の原則

アメリカの社会福祉学者で  
ケースワーカーのバイスティック博士が、  
1957年に出版した学術書  
『ケースワークの原則』の中で提唱した  
介護や保育の現場（対人職）における  
援助の基本原則。

# アセスメント時の心構え

## バイステックの7原則

① 個別化の原則

② 意図的な感情表現の原則

③ 統制された情緒関与の原則

④ 受容の原則

⑤ 非審判的態度の原則

⑥ 自己決定の原則

⑦ 秘密保持の原則

「利用者がかげがえのない個人として捉える」という考え方。

「こういう人はこうだろう」「このような境遇の人はこうだろう」と人格や環境で決めつけず、誰1人として同じ考えの人はいない。それぞれに合った関わりや解決策を模索する必要がある、という原則

# アセスメント時の心構え

## バイステックの7原則

- ① 個別化の原則
- ② 意図的な感情表現の原則
- ③ 統制された情緒関与の原則
- ④ 受容の原則
- ⑤ 非審判的態度の原則
- ⑥ 自己決定の原則
- ⑦ 秘密保持の原則

「どのような感情表現も認める」という考え方。

プラスの感情だけでなく、マイナスな感情も自由に表現させることで、利用者自身が客観的に物事を見ることができたり、解決の糸口が見える効果もあるとされている。

# アセスメント時の心構え

## バイステックの7原則

- ① 個別化の原則
- ② 意図的な感情表現の原則
- ③ 統制された情緒関与の原則
- ④ 受容の原則
- ⑤ 非審判的態度の原則
- ⑥ 自己決定の原則
- ⑦ 秘密保持の原則

**「援助者自身が自分の感情をきちんと自覚し、利用者に引きずられないようにする」という考え方。**

問題解決には、冷静な判断が必要。「本当に必要なことは何なのか」「利用者にとって何がベストなのか」を正確に導くためにも、利用者の心を理解すると同時に、自身の感情をコントロールすることが大切だという原則。

# アセスメント時の心構え

## バイステックの7原則

- ① 個別化の原則
- ② 意図的な感情表現の原則
- ③ 統制された情緒関与の原則
- ④ 受容の原則
- ⑤ 非審判的態度の原則
- ⑥ 自己決定の原則
- ⑦ 秘密保持の原則

**「その人自身をあるがままに受け止める」**

という考え方。

利用者自身の個性や考えを否定するのではなく、「どうしてそのような思考になるのか」「なぜこういった行動をするのか」といった要因を考え、適切な援助へと導くことが大切。

# アセスメント時の心構え

## バイステックの7原則

- ① 個別化の原則
- ② 意図的な感情表現の原則
- ③ 統制された情緒関与の原則
- ④ 受容の原則
- ⑤ 非審判的態度の原則
- ⑥ 自己決定の原則
- ⑦ 秘密保持の原則

「他者が良し悪しをつけない」という考え方。

問題解決は自分にしかできず、またその判断は他人がするものではないという原則。援助者は、利用者の考えや行動に対して善悪をつけるのではなく、あくまでもサポート役であることを理解することが大切。

# アセスメント時の心構え

## バイステックの7原則

- ① 個別化の原則
- ② 意図的な感情表現の原則
- ③ 統制された情緒関与の原則
- ④ 受容の原則
- ⑤ 非審判的態度の原則
- ⑥ 自己決定の原則
- ⑦ 秘密保持の原則

「自分のことは自分で決める」という考え方。

たとえトラブルがあったとしても、問題解決の主体は本人であり、利用者の成長や今後同じような壁にぶつかった時も乗り越えられるようにすることが目的。

# アセスメント時の心構え

## バイステックの7原則

- ① 個別化の原則
- ② 意図的な感情表現の原則
- ③ 統制された情緒関与の原則
- ④ 受容の原則
- ⑤ 非審判的態度の原則
- ⑥ 自己決定の原則
- ⑦ 秘密保持の原則

**「プライバシーを守り、情報を他者に漏らさない」という考え方。**

一般企業における個人情報保護と同じように、個人にもプライバシーは存在し、たとえ小さなことであっても本人が言ってほしくないことは勝手に他人へ漏らしてはいけないという原則。

日常の支援の記録のために



## 「記録」の考え方の転換

「自然観察」 × → 「実験観察」 ○

## なぜ書くのか？【目的】

目的を意識  
しながら書く

### 『記録』がもつ主な機能

#### ① 記録を残すことの機能

- ・ サービス提供の実施記録（行政への報告）
- ・ サービス提供の情報共有（関係者・機関との連携）
- ・ サービス提供の証拠（リスク管理）
  - ・・・事故 けが 防災 衛生 人権

#### ② 記録を書くことの機能

- ・ 利用児へのサービス提供の質の向上（対症療法から事前手立てへ）
- ・ 支援員の支援力の向上（『みる』視点の深まりと広がり）

## なにを書くのか？ 【内容】

### 【個別支援計画をもとにして書く】

『その子の生活のしやすさが向上すること』

→ 「5領域の視点」をベースに子どもを『みる』

個別支援計画をもとにして書く

#### (ア) 健康・生活

- (a) 健康状態の把握
- (b) 健康の増進
- (c) リハビリテーションの実施
- (d) 基本的生活スキルの獲得
- (e) 構造化等により生活環境を整える

#### (イ) 運動・感覚

- (a) 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上
- (b) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用
- (c) 身体の移動能力の向上
- (d) 保有する感覚の活用
- (e) 感覚の補助及び代行手段の活用
- (f) 感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）への対応

#### (ウ) 認知・行動

- (a) 視覚、聴覚、触覚等の感覚や認知の活用
- (b) 知覚から行動への認知過程の発達
- (c) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成
- (d) 数量、大小、色等の習得
- (e) 認知の偏りへの対応
- (f) 行動障害への予防及び対応

#### (エ) 言語・コミュニケーション

- (a) 言語の形成と活用
- (b) 受容言語と表出言語の支援
- (c) 人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
- (d) 指差し、身振り、サイン等の活用
- (e) 読み書き能力の向上のための支援
- (f) コミュニケーション機器の活用
- (g) 手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用

#### (オ) 人間関係・社会性

- (a) アタッチメント（愛着行動）の形成
- (b) 模倣行動の支援
- (c) 感覚運動遊びから象徴遊びへの支援
- (d) 一人遊びから協同遊びへの支援
- (e) 自己の理解とコントロールのための支援
- (f) 集団への参加への支援

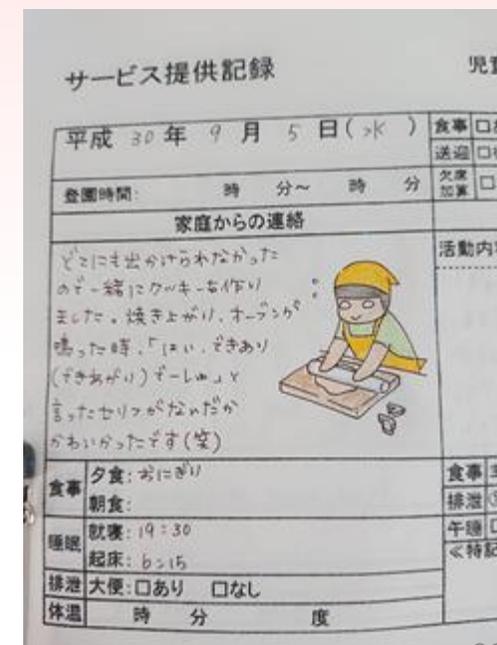
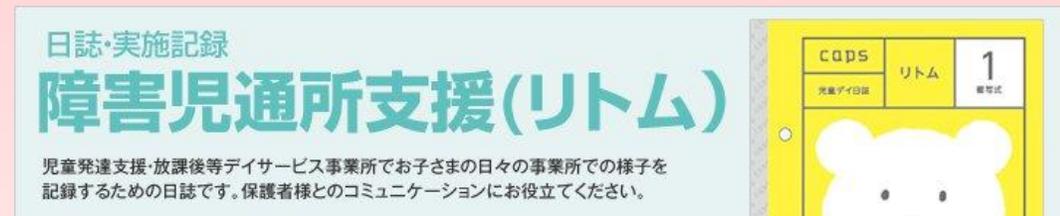


児童発達支援ガイドラインに示された「本人支援」

# 【Point 2 連絡ノートでの情報交換】

保護者支援研修より

- 事実を書いているか？
- その子の姿を書いているか？
- 「支援」と「結果」をセットで書いているか？
- 個別支援計画を意識して書いているか？
- よくないことは、原則書いていないか？  
(よくないことは直接引継ぎOR電話で)
- ◇ サービス提供の記録としての機能



## どう書くのか？【方法】

なぜ？を  
重視して書く

### ① 分類項目を特定する

**なぜ** それを記録に残そうと思うのかを問う  
(その記録のもつ意味や必要性)

### ② インデックスを記述する (40文字程度)

インデックスを読めば、第三者が読んだ  
としてもわかるように書く

- ・ なんについての記録が書かれているのか？
- ・ なぜその記録が残されているのか？

### ③ 詳細欄に正確な事実を記述する

#### 【留意したいポイント】

- ・ 個別支援計画との整合性をみる
- ・ 事実と推測を区別する
- ・ 5W1Hを意識する
- ・ 支援者側が働きかけたことを記録する
- ・ 人権に配慮した文章にする (敬体必要なし)
- ・ 開示を求められた場合を意識して書く
- ・ その子の成長に寄与する意識を常にもつ

実際に書いてみましょう！

